

2013. 8. 24

**佐久保健所管内の事業者が出荷した「セロリ」から基準を超える農薬アラクロールが検出されたことから事業者に対して回収を命じました**

■佐久市の事業者が出荷した「セロリ」を大阪府で検査したところ、基準を超える農薬アラクロールが検出されたとの連絡がありました。これを受けて、佐久保健所は因果関係等について調査を行った結果、食品衛生法違反と断定し、当該事業者に対して当該食品の回収を命じました。

なお、今回の検出量は体重 50kg の人が毎日約4kg ずつこの「セロリ」を一生涯食べ続けても健康に影響することはない量です。

■違反食品について

- ◆名称及び対象 セロリ  
平成 25 年 8 月 12 日から 19 日にかけて出荷されたもの。
- ◆包装形態等 5 kg 詰めダンボール箱 250 ケース

■検査結果等について

- ◆検査検体 セロリ
- ◆結果確定年月日 平成 25 年 8 月 22 日
- ◆検査結果 農薬アラクロール 0.12ppm 検出（基準値：一律基準 0.01ppm）
- ◆検査機関 大阪府立公衆衛生研究所

■違反内容について

食品衛生法第 11 条第 3 項違反

■措置内容について

食品衛生法第 54 条の規定による回収命令

■今回の命令の詳細につきましては下記アドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/happyou/kaishuu250824.pdf>

■ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。

■すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/FS\\_info/FS\\_top.htm](http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/FS_info/FS_top.htm)

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課  
（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口